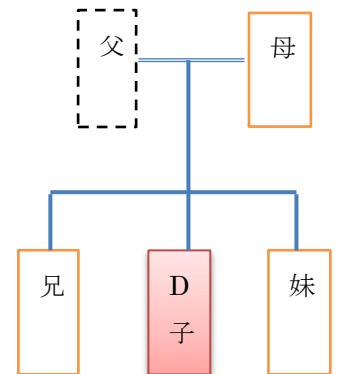


本当にあった相続事例④ 平等と公平

D子さん(55歳)は、兄と妹の3人兄妹の真ん中の長女で、85歳の母と都内の実家で同居しています。父は5年前に他界し、実家の土地家屋は、母の名義です。兄も妹も結婚して子供もおり、借家住まいです。独身のDさんは、結局実家で父を看取り、母の介護をしています。

母の財産はわずかばかりの預貯金と、戸建ての自宅のみ。母の介護のため早期退職したDさんは、母の年金収入で暮らしています。知り合いの税理士からのアドバイスもあり、母には自宅をDさんが相続する公正遺言証書を書いてもらいました。



自宅の相続で争う

そんな母が亡くなり、今度は母の相続が発生しました。母の相続財産は自宅だけで、相続税評価額で1億円相当もしますが、同居しているDさんは居住用宅地等の特例も受けて、相続税額がないと安心していました。ところが四十九日の法要も済んで、公正遺言証書のとおり実家の土地家屋を相続しようとしたところ、Dさんは、兄から遺留分減殺請求をされました。母の相続財産は1億円相当の自宅しかなく、自分には法定相続分の半分の1/6相当を相続する権利がある、というのです。

代償資産を用意していないDさんは、兄に1/6相当が支払えません。自宅を兄と(妹と)の共有にしても、兄一家が引っ越してきたり、売却処分を主張されるのも嫌です。そもそも、父母の老後の世話をしていたのは自分であり、自宅を全部相続する権利は自分にはある、と考えています。

遺留分減殺請求権とは

法定相続人には、民法上、一定の割合で相続財産を受け継ぐことができることが定められています。この割合のことを法定相続分といいます。もっとも、この法定相続分は絶対ではありません。すなわち、被相続人は、遺言によって、法定相続分と異なる遺産の配分を決めておくことができるからです。

遺言が適式なものであれば、たとえ法定相続分と異なる遺産の配分の割合を定めていたとしても、それは有効となります。つまり法定相続分よりも、遺言の方が優先されるということです。そうすると、相続人の中には、遺言が作成されたことにより、法定相続分よりも少ない財産しかもらえないという人も出てくるということになるでしょう。とはいえ、遺言によってあまりに著しく法定相続分を減少させることができるとすると、法定相続人の期待を大きく害することになります。

そこで、民法は、法定相続人(兄弟姉妹を除く。)に対して、遺言によっても侵し得ない相続財産に対する最低限度の取り分を確保しています。この最低限度の取り分のことを「遺留分」といいます。

なお、法定相続人であっても、「兄弟姉妹」には遺留分は認められていません。遺留分が認められる法定相続人とは、「子」「直系尊属」「配偶者」だけです。遺留分減殺請求権の消滅時効は1年です。

遺産分割の「平等」と「公平」

司法統計によりますと、遺産額別の調停件数(つまり争族件数)は、約75%が5,000万円以下の遺産額だそうです。(エクラ通信62号) Dさんの事例のように、分けられない不動産等を争う事例が多いのです。

戦後の民主主義の下、法定相続人は「平等に」相続する権利を主張できるのですが、親の面倒や財産形成への貢献などを勘案して、「公平に」親の財産を分割してほしい、とDさんは願っています。